**１０月～１２月は「建設業取引適正化推進期間」です！**

|  |
| --- |
| 建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、推進を図ってきたところです。しかしながら、依然として請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。このため、1０月～１２月を「建設業取引適正化推進期間」として、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行います。 |

1. 期間

１０月～１２月（令和５年１０月１日～１２月２８日）

1. 主催

　　　国土交通省、長崎県

1. 実施内容
	1. 建設業者等を対象とした講習会の開催

【建設業法等セミナー】

|  |  |
| --- | --- |
| 開催場所 | 県下１０箇所で開催 |
| 内　容　　 | ○建設業法令遵守について |
| 〇建設業許可・経営事項審査申請の電子への移行について |
| ○建設業の時間外労働上限規制について |
|  |

　　　　　※内容は、都合により変更になる可能性があります。あらかじめご了承下さい。

* 1. 立入検査等の実施

　　　 　国土交通省と県が連携し、合同で個別の建設業者に対する指導を実施します。

（３）　広報等

国土交通省が作成したポスターを、県内機関、県関係機関、各市町等において掲示するほか、ホームページ等を活用した広報を行います。

「建設業取引適正化推進期間」周知ポスター

　